

**CASE 01**  
RESOLUTION CASE

## 雇用のミスマッチを防止するには?

同程度の経歴、同程度の面接結果で採用し、同じように研修・指導しているのに、どうにも仕事が身につかない従業員がいる。配置転換も試したが、どこに置いても標準的な仕事をこなせない。試用期間もとうに過ぎてしまい、これからどう対処したらよいものか。

時間が解決してくれる種類の問題ではなく、手をこまねていると本人にも周囲にも、会社にも被害が大きくなるだけで解決には繋がりません。まずは是非、佐賀事務所にご相談下さい。

### 従業員の能力不足

職場を乱す問題行動はもちろん、著しい能力不足も雇用側からみれば大変大きな問題です。しかしながら一般的に3ヶ月程度の試用期間中に、人ひとりの能力や性格など、全てを見極めろというのも実は難しいもの。大方の企業様は試用期間の終わる頃、今ここなら半年後にはこれくらい成長してくれるだろうという、これまでの経験則をもって本採用を決断されているのではないのでしょうか?



### 能力不足で起こる職場不和

その後どうにも伸び悩み、適量の仕事がこなせないことで本人と周囲の間に微妙な空気が流れ出し、職場がギクシャクとしてくることも。本人も悩んでいるようだけど、上司の指導や新たな資格取得などに意欲をみせるでもなく後ろ向きな姿勢のまま。部署からは他の人間への負担が大きくて困る、早く対応して下さいと矢の催促・・・。



### 正社員は法律上解雇はできない

能力不足を理由に正社員を解雇することは、ほぼ不可能といえます。それは、「その従業員の能力不足が原因で、会社との労働契約を履行できていないこと」を会社が客観的に立証しなければいけないからです。特定の技能について明示された労働契約書を交わした専門職ならばまだしも、一般的な事務職などでは極めて困難となります。しかし、実際に「従業員誰もできる仕事ができない

い」ことで周囲との軋轢ができ、職場が本人にとって針の筵になるようであれば、職場トラブルになる前に勧奨退職へ導くのがお互いにとって良い結果となるでしょう。

### 病気が理由のとき

能力の不足ではなく、心身の不調が原因の場合、診断書をとるなどの手順が一般化されています。例えば、休職・復職を決める基準は

※一日の定時間労働に加え、月20時間程度の残業ができる

※一人で支障なく職場に通勤できる

※復職に際し、労働意欲がある



などがあげられます。メンタルヘルス問題で多いのが「髪が切れなくなる」現象。オシャレや個性で伸ばしているのではなく、「気力も体力も足らず、床屋さんまで行けない」「髪を切る間の時間ですら人と関わるのが煩わしい」「床屋さんに触られることに嫌悪感を覚える」等、複数の要因がもたらす「結果」なのです。このような場合は本人同意の上、診断書を取って障害者雇用への切替も視野に入れていくとよいでしょう。

いずれにせよ、時間が解決してくれる種類の問題ではなく、手をこまねていると本人にも周囲にも、会社にも被害が大きくなるだけで解決には繋がりません。

まずは是非、佐賀事務所にご相談下さい。 小林・古賀

## お困りごと、何でもご相談ください!!



佐賀事務所では、従業員ご本人様の人事労務相談のみならず、配偶者様、お子様他、ご家族皆様の勤務先でのご相談も承ります。

「家族がリストラにあいそう」「子供がバイト先で強制シフトを組まれ、学校に支障が出ている」などお困りごと、何でもご相談ください。

〒115-0045 東京都北区赤羽1-10-1 ショーエービル3F

営業時間 9:00~18:00 定休日 土日祝 (※休日対応は個別にご相談ください。)

FAX.03-3598-1827 <http://www.saga-sr.com>

[yutaka-saga@mtj.biglobe.ne.jp](mailto:yutaka-saga@mtj.biglobe.ne.jp)

TEL.03-5249-3326

## 労使相愛を実現する会

～伝説の社労士事務所と呼ばれたい～

社会保険労務士法人 佐賀事務所

TEL.03-5249-3326

11 November  
月号  
第4号

1 初志貫徹し、目的を成し遂げる

2 Google社も導入!『今に集中する』心の筋トレがマインドフルネス

3 税務調査についての知識

4 雇用のミスマッチを防止するには?

発行元: 社会保険労務士法人 佐賀事務所

赤羽の社労士ブログ <https://ameblo.jp/saga-sr/>

### 初志貫徹し、目的を成し遂げる

皆様、いつもお世話になっております。

断酒して52日目(原稿執筆時点)。禁煙を始めた時は家内にも喜ばれ、食事も日に日に美味しくなり、煙たさや火の後始末などの煩わしさも無くなって、それは多くの利点を感じたものですが、断酒は寂しさや虚しさが募るばかりで、禁煙の時よりも正直辛いです(泣)。精神修養の役目は靦面に果たしてはいるのですが・・・道は長いですが、覚悟を磨いて初心を貫徹したいと思います!!

### 息子の不祥事に丸坊主の辱め

9歳の長男がとある不祥事を起こしました(怒)。3歳から柔道、最近では相撲道場にも通い始めていますが、武という「道」を学んでいる者としてあるまじき行為。即刻9ミリの丸坊主を命じました。親としての私は体罰も必要善との主義ですが、「一瞬の体罰」よりも長い懲役刑となり、より身に染みるのでは?と考え「丸坊主の辱め」を選択しました。

親の監督責任。20ミリにしようか迷いましたが、ここはバツサリ、長男と同じ丸刈りにして謝罪へ。長男の長い懲役刑に、私も暫し伴走します(泣&笑)。後悔は、馴染みの理髪店が内装工事中でHさんに刈って頂けなかった事。私は商人の倅。信条として、工事完了を待ってでも「いつもの店」を利用するべきでしたが、Hさんには経緯を説明してご理解頂きました(笑)。

そして、第2の問題。8歳の次男も、長男の不祥事を知っていたのに黙っていた(怒)。物凄い剣幕で叱り飛ばした後、次男には「対処の仕方」を教えました。

「お兄ちゃん、やばいよ。一緒に先生に謝りに行こう、パパには内緒にするから」そう言えば良かったんだ、お前は!!

火中の栗を拾っても火傷はしない、私の確信の一つです。仲間がピンチの時、逃げずに「一緒になって」守ってあげる。隠すだけではダメなんです。褒められるものではありませんが、時に「一緒」「内緒」が馴染むケースもあるものです。子供達には、張本人になるのではなく、隣で一緒に守ってあげる勇気と、多少のリスクがあっても内緒にする口の堅さ、そしてデッドラインを見極めらる眼識を持つ

ヒトに育って欲しいです。

社労士の私が言うのもなんですが、子供の世界だけでなく大人の世界(=現場の世界)でも同じです。

### 仲間と同じ営みを共有出来る時間を

今月に入って始業前の8時30分から、スタッフと「一緒」にマインドフルネス瞑想をやっています。任意参加、強制はしていません。

後悔や悔いなど「自己へのとらわれ」を司る脳の後帯状皮質を鎮静させる効果があるそうです。始業前に気持ちを静め、集中力を養う。そんな一般的な効果以上の手ごたえを感じています。それは、「一緒」=「全く同じ営みを共有出来る時間」を持つこと。喜び・嬉しさだけでなく、その必要性を実感しています。

同じ屋根の下で働いているからといって、分かり合えているとは限らない・・・。コミュニケーションは相手方が受け止めて行動した分量しか成立していない。如何にして想いを行動に移してもらう事が出来るか?愚痴を言っても嘆いても何も始まらない。仮に管理職であれば、それは職責の放棄に他なりません。いつまで経っても課題を卒業(=解決)する事は出来ないでしょう。

私は課題に向き合って卒業したいです。それが経営者の腕の見せ所でもある、努力あるのみですね!コミュニケーションの一手段として「全く同じ営みを共有出来る時間」を、今後も大切に事務所の人事労務に取り入れて行きます。

### これからのコミュニケーションの手段にマインドフルネス瞑想を

仮説を立て、まずは自分の事務所で実践して効果を検証する。これを発展的に人事労務・現場レベルで活かせば、職場を乱す個々のエゴも顔を出し難くなり、より高度なチームワークを生み出す可能性を秘めています。「これからのコミュニケーションの一手段」として、顧問先企業様にマインドフルネス瞑想を提案して行ければ良いなあと考えています。

今月も元気に飛ばして行きましょう!

佐賀 豊

# Google社も導入!『今に集中する』心の筋トレがマインドフルネス



どんなに優秀な人でも、ストレスや精神的な疲労からは逃れられない現代社会。うつ病などのメンタルヘルス問題が拡大を続ける中、厚労省は平成27年12月より「ストレスチェック制度」を施行しています。

- 労働者が自らのストレス状況を自覚する
- 個人のメンタルヘルス不調のリスクの低減
- 職場環境の改善につなげる

これは労働安全衛生法に基づき、1年に1回、労働者数50人以上の事業者にもストレッチェックと面接指導を義務付け、労働者のメンタルヘルス問題を未然に防ぐことを目的としています。

自分では気づかぬうちに蓄積されてしまう心の負荷が、集中力や判断力を鈍らせ、円滑なコミュニケーションの障害にすらなることも。これらを取り払い、またコントロールする方法があります。



## ストレスの原因

「なぜあんなことを言ったのか?」「どうしてあんなにかかったのだろう」「これからどうすればよいの?」過去の後悔や憂い、未来への不安を繰り返し思い悩むことは、脳にストレスホルモンを充満させ、体と心に大きなダメージを与えます。



## マインドフルネスとは?

「今に集中して、判断や解釈をしない心の状態」

アップル創始者、スティーブ・ジョブズが行っていたことでも有名な瞑想で、Google等世界的大企業でも研修の一環として採用されています。同じ状況におかれても、ストレス反応は人それぞれ。それなら、ストレスを受けにくい体質作りもできる。マインドフルネスは、言わば「心の筋トレ」です。



## 呼吸に集中! ~意識的にゆっくり深く~

まずは脳にダメージをもたらす原因を取り除きましょう。椅子に座る、横になる、今あなたの取れる姿勢でリラックスして下さい。まずゆっくり息を吐きだしてみましょう。そして自然に吸い込みます。呼吸に伴ってお腹や胸が上下する感覚、鼻の膨らみ、肺の動きなど、「自身の動き」に意識を集中。お腹に軽く手を当ててみるのも良いかもしれません。ストレスを感じると人は自然と呼吸が浅く、早くなるもの。逆に意識的にゆっくり深くすることで、ストレス状態を弛めることもできるのです。

## 今だけを見つめる ~呼吸の様子を客観視~

「そういえば...」。どんなに呼吸に集中しても、ふとアレコレ思い浮かんでいきます。でも、なぜ上手くできないのかと自分を責めないでください。だって、人間だもの。そこは軽く流して、また呼吸に集中。雑念も含めたあるがままの自分を受け入れ、また呼吸の様子を客観視。

## 心の筋トレ ~マイナス感情から距離~

毎日5分でも上記の呼吸をコツコツ続けてみて下さい。腹筋を続けることでお腹が6つに割れるように、心も、雑念や思考のループからの解放、ストレスを引きずらないで切り離すコツ、マイナス感情から距離を取り、客観視することで平静を保つ力、瞬間的にカットしない柔軟さ等が育っていきます。



## IとYOUではなく、WE

佐賀事務所も最近、朝活にこのマインドフルネスを導入しました。まずは代表の佐賀が自らスクールに入り、習得後にスタッフにフィードバック。始業前8時30分よりオフィスでスタッフ共々取り組んでおります。その後、9時から15分間、全員で朝清掃。佐賀曰く、勤務時間内に全員で同じ作業をすることで連帯感の育成に繋がる、とのこと。IとYOUではなく、WE。そんなチームワークを目指しています。

## 顧問先様にフィードバック

このマインドフルネスも含め、何事も顧問先様の労使相愛の実現に繋げていけたらと心がけています。

法律的なご相談からメンタルケアまで、お困りごと、是非佐賀事務所にご相談下さい。



林

# 税務調査についての知識

## Vol.1 ~税務調査はいつ来る?~



経営者の方に関心の高いであろう「税務調査」、昨今は相続税を対象としたものも増加する傾向にあり、一個人の方にも無縁なものではなくなりました。巷では「調査は3年おきに来る」「お土産を持たせないと調査がスムーズに終わらない」「赤字会社には調査が入らない」など、都市伝説にも近い内容が流布しているようです。(これらに対する回答は全て「そんなことはありません!」です。)本コラムでは税務調査に対する知識を解説させていただき、皆様に不安なく税務調査を乗り越えて頂く一助として頂きたいと思えます。

### ★税務署の人事異動は7月10日

税務署は他の官庁と違い、4月1日に人事異動がありません。3月に確定申告があり事務処理等が4月にずれ込む為、7月10日が人事異動となります。

### ★原則6月と7月は税務調査がありません

7月10日が人事異動のため、6月は1年分の仕事の整理と引継ぎの準備にかかります。また調査を開始して6月中に終わらないと7月に人事異動になってしまった場合などは、その引継ぎが大変なのでまず6月に調査を開始することはありません。そして7月10日に移動した後は、前任者からの引継ぎと新しい職場での調査計画等でしばらくは調査を開始しません。

### ★8月から12月が税務調査の本番です。

各人に調査目標件数が割り当てられますから8割は

12月までに調査を終了しておかないと年間目標件数を達成できません。12月までに終わらなかった分は、翌年に持ち越しとなります。

### ★3月は確定申告で税務署員も繁忙期!

1月と2月は調査がありますが、3月にずれ込む危険がある日数のかかりそうな調査はありません。特に2月16日~3月15日の確定申告期間は、税理士会からも調査は行わないよう申し入れをしておりますので、税理士の著名・捺印のある会社の調査は原則この期間には行いません。

### ★4月は件数あわせの調査であることが多い

目標件数が足りない場合の件数稼ぎの調査が多くなります。5月になると3月決算申告で税理士の立会いが難しく日程調整がつきにくくなる為、6月にずれ込まないように、早く終わる調査となるのが一般です。

### ★税務署員の日程に合わせる必要があるか

近年の調査は事前通知が原則義務付けられておりますので前もって調査日時の連絡が入ることが常です。その際に担当者から〇月〇日から何日間という意向を伝えられます。日数は調査対象の規模により、1日のこともあれば3~4日間のこともあります。日程・調査期間ともに税務署員の言うなりになる必要はありません。3日間のところを2日間にしてもらおう等、期間は短いに越したことはありません。関与税理士がいればまず、そちらに連絡があり日程調整も税理士が行うのが一般的ですので、日程の希望等をしっかりと税理士に伝え交渉してもらおうようにして下さい。



税理士法人 柳澤毛利会計 社員税理士(共同代表) 浦和事務所 長 毛利 大樹(もうりひろき)

PROFILE			
平成10年3月	早稲田大学本庄高等学院 卒業	平成20年12月	税理士試験合格
平成14年3月	早稲田大学政治経済学部経済学科 卒業	平成27年6月	税理士法人柳澤毛利会計を設立し共同代表に就任
平成15年9月	柳澤昭子税理士事務所(現 税理士法人柳澤毛利会計)に入社		

昭和55年生まれ、東京生まれ、埼玉育ちの34歳。早稲田大学卒業後、24歳から税理士業界に勤務し、29歳で税理士合格。得意分野は法人税・消費税を中心とした法人税務と財務分析コンサルタントですが、相続税・所得税や他のコストも加味した『お客様の最大利益追求』を考へて日々クライアントと接しています。現在結婚1年半。元同僚の妻と休みの日も仕事の話をする日々。合間を縫って趣味のピアノ、サッカー、野球を楽しんでいます。

迅速・丁寧に対応致します。中小企業のパートナーとして、顧問先の繁栄のためにベストを尽くします。会社・個人事業の記帳指導及び記帳代行・弥生会計ソフト対応・事業承継・税務を含む経営ご相談・給与計算及び年末調整業務決算書の作成および申告税務書類作成、並びに申告代理・相続・贈与・譲渡等のご相談及び申告代理・相続対策のご相談